

令和8年度（2026年度）自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務委託 に関する公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

本業務は、自家用車の高い普及率や人口減少・高齢化に伴う交通事業者の運転士不足や熊本都市圏の交通渋滞の深刻化といった地域交通の課題に対応し、持続可能な地域公共交通を実現するため、熊本県と九州産交バス株式会社に組成する熊本県自動運転バス社会実装コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を主体とし、指定するルートにおいて令和9年度までの自動運転レベル4実装に向けた検証等を行うことを目的に、令和8年度における実証実験を行うものとする。

なお、自動運転レベル4実装とは、指定するルートにおいて、道路運送車両法上の自動運行装置の走行環境条件付与を受けることを指す。

2 業務内容

別紙「令和8年度（2026年度）自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年（2026年）2月26日（金）まで

4 契約限度額

224,552,900円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施概要

(1) 名称

自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務委託に関する公募型プロポーザル

(2) スケジュール

内容	日程・期限
1 公募開始	令和8年（2026年）7月2日（木）
2 質問書提出期限	令和8年（2026年）7月7日（火）正午
3 参加表明書の提出期限	令和8年（2026年）7月13日（月）17時
4 企画提案書の提出期限	令和8年（2026年）7月16日（木）正午
5 プレゼンテーション審査	令和8年（2026年）7月中旬
6 選定結果の通知・契約	令和8年（2026年）7月中旬～下旬

6 参加資格

応募の資格者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 本事業の目的を十分に理解し、公益に資する意思をもって本事業に参加するものであること。
- (6) 令和9年度中に自動運転レベル4実装が可能となる自動運転システムを備えた自動運転バスの調達を行うことができること。

7 応募手続等

(1) 質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書【様式1】を電子メールにより提出すること。

② 提出期限

令和8年（2026年）7月7日（火）正午まで

③ 提出先

「11 問合せ・提出先」に提出すること。

④ 質問への回答

令和8年（2026年）7月9日（木）までに熊本県のホームページへ掲載

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

次のア、イの書類を電子メールにより提出すること。

ア 参加表明書【様式2】

イ 会社概要【任意様式】

ウ 誓約書【様式4】及び添付書類

② 提出期限

令和8年（2026年）7月13日（月）17時まで

③ 提出先

「11 問合せ・提出先」に提出すること。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

次のア～ウの書類を電子メールにより提出すること。

ア 企画提案書【任意様式】

- ・仕様書に即して作成するものとする
- ・別紙「審査基準表」の審査項目が審査できるように工夫するものとする
- ・サイズはA4版とし、様式は任意とする（パワーポイントを想定）
- ・1事業者につき1案とする

イ 見積書【任意様式】

- ・提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること

ウ 業務スケジュール表【任意様式】

② 提出期限

令和8年（2026年）7月16日（木）正午まで

③ 提出先

「11 問合せ・提出先」に提出すること。

- #### ④ 参加表明書を提出した場合で、本事業の公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届【様式3】を③の提出先へ提出すること。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

令和8年度（2026年度）自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務受託者選定審査会（以下「審査会」という。）において、提案書の内容を別紙「審査基準表」により総合的に審査し、合計点が最上位の提案者を委託契約候補者として選定する。

ただし、採点基準を60点とし、合計点の平均（合計点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は採用しない。

また、参加者が1社の場合も、審査会を開催する。万一、参加した1社が採用基準点に満たない場合は、再度公募を実施のうえ、改めて審査会を開催する。

(2) プレゼンテーション審査

① 開催日（予定）

令和8年（2026年）7月中旬

具体的な日時については参加表明書提出後通知予定

② 開催場所

参加表明書提出後に通知予定

③ 実施方法

プロポーザル参加表明書の受付順に行う。

- ・プレゼンテーション（20分以内）
- ・質疑応答（20分以内）

④ 結果通知

書面により、参加者全員に通知する。

⑤ 注意事項

- ア プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。その他の資料等の配布は認めない。
- イ プレゼンテーション審査当日の開始時間については、参加表明書の提出後、別途連絡する。
- ウ 委員会は非公開で行う。また、参加事業者は、他の参加事業者のプレゼンテーション審査を傍聴することはできない。
- エ 指定の時間に遅れた場合は、審査を行わない。ただし、天災事変等の影響、公共交通機関の遅滞による場合はこの限りではない。
- オ 審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- カ 審査会で使用する資料は、7の（3）で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料は認めない。
- キ 審査会当日はプロジェクター又はモニターによりプレゼンテーションをすること（プロジェクター又はモニターの準備は不要）。

9 契約

（1）契約条件

- ①本事業における令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の申請について、公募開始時において交付決定を受けていない状況であることから、交付決定を受けのちに契約を行うものとする。
- ②包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、業務の性質上、第三者委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

（2）契約

審査会において受託候補者に選定された者と、受託候補者の「企画提案書」及び仕様書を踏まえ、委託見積限度額の範囲で協議のうえ契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

（2）契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(3) 契約後の留意事項

本事業は、令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の活用を前提として実施するものである。応募者は、本事業への応募をもって、以下の事項に同意したものとする。

- ①本事業の実施に当たっては、当該補助金に係る交付規程その他関係規程を遵守すること。
- ②当該補助金が不採択、あるいは減額採択の場合、事業内容の変更（縮小）や契約解除となる可能性がある。
- ③上記の事由により、応募者に損害が生じた場合であっても、本県はその責任を負わないものとする。
- ④委託の支払いについては、発注者による完了検査に合格後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

(4) その他

- ①天災事変等の影響で情勢の大幅な変動が生じ、必要に応じて委託業務内容の変更や中止等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、コンソーシアムと協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- ②委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的にコンソーシアムと連絡調整を行うこと。
- ③本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は熊本県および九州産交バス株式会社で構成するコンソーシアムに帰属するものとする。
- ④提案内容については、委託金額上限を超えない範囲で実施可能な内容とすること。（追加費用等が生じる提案は盛り込まないこと、但し、追加費用が生じない追加提案を拒むものではない）

10 その他

- (1) 提案書の作成、提出及び選考に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行う

ことはできないこととする。また、返還も行わない。

- (3) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
- (4) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

1.1 問合せ・提出先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県庁本館7階）

熊本県自動運転バス社会実装コンソーシアム事務局

（熊本県商工労働部産業振興局産業支援課）

担当：永野、西名

電話：096-333-2321

電子メール：sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

(別紙)

審査基準表

企画内容 (60点)	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の目的及び内容を十分に理解し、提案者の知見等を生かした提案内容になっているか。・ 実証実験の準備から実施に至る各ステップや工程管理、スケジュールが、具体的かつ現実的なものとして構築されているか。・ 自動運転レベル4実装の早期実現及びその後の社会実装に向けたロードマップが具体的、かつ技術的・制度的観点から実現可能性の高い計画となっているか。・ 本事業の目的を達成するために必要なスペックを備えた車両及び、従来のルールベースに加えて、認知・判断等にAIモデルを導入した、実用性及び拡張性の高い自動運転システムが適正に示されているか・ 走行時の乗客の安全性確保に向けた運用体制やリスクマネジメント（事前のリスク要因分析・対策及び、事故発生時の報告・要因分析と対策立案のプロセス）及び最新のガイドライン等に準拠したサイバーセキュリティ対策が適切・明確に講じられているか
業務実績 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・ バス形状の車両で自動運転レベル2及びレベル4での国内の公道（一般の用に供される道路）を走行した、自動運転実証実験での実施主体または車両制御に関する業務実績、経験を有している。
業務実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時対応を含む、本業務の遂行に必要な体制が構築されているか・ 本店、支店の所在地が熊本県内であるか
見積経費 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容と見積額の整合性があるか。
プレゼンテーション力 (5点)	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容を明確に説明しているか。審査委員の質問に対して的確に回答しているか
その他 (5点)	<ul style="list-style-type: none">・ 仕様書で要求する項目以外に、特筆すべき事項又は有効な提案があるか
合計	100点